

相模原市優良工事表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設業に係る事業者及び技術者の技術や意欲の向上を図り、もって本市における工事の品質向上及び適正な施工に資することを目的として、相模原市が発注した工事(以下「工事」という。)において模範となる優秀な工事を施工した事業者及び当該工事の監理技術者又は主任技術者(以下「技術者」という。)を表彰することについて、相模原市表彰状等贈呈規程(昭和56年相模原市訓令第3号)第11条に基づき、表彰の実施方法その他必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、表彰を行う年度の前年度(以下「前年度」という。)に完成した工事で、契約課にて取り扱う工事請負契約(予定価格が250万円を超えるもの)のうち、相模原市請負工事検査規程第10条に基づく完成検査の評価点(以下「評価点」という。)が80点以上の工事を施工した事業者及び当該工事の技術者とする。ただし、当該工事を原因として相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成8年4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。)に基づき指名停止の措置を受けた事業者及び当該工事の技術者を除く。

2 前項の事業者が共同企業体の場合は、その構成員である全ての事業者及び当該工事の全ての技術者を対象とする。

(事業者の欠格要件)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者については、この要綱の規定による表彰は行わないものとする。

(1) 前年度当初から表彰日の前日までの間に、指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けたことのある事業者。ただし、前年度当初から表彰日の前日までの間に当該措置が終了している場合で、当該措置により過年度の表彰が行われなかった事業者を除く。

(2) 前年度に完成した工事で、評価点が65点未満の工事を施工した事業者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が表彰することが不相当と認めた事業者

2 前条第2項の場合において、その構成員である事業者のうち、前項に該当する事業者に対する表彰は行わないものとする。

(技術者の欠格要件)

第3条の2 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する技術者については、この要綱の規定による表彰は行わないものとする。

(1) 前年度当初から表彰日の前日までの間に、技術者を原因として指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けたことのある事業者の当該技術者。ただし、前年度当初から表彰日の前日までの間に、当該措置が終了している場合で、当該措置により過年度の表彰が行われなかった技術者を除く。

(2) 前年度に完成した工事で、評価点が65点未満の工事の技術者

(3) 前年度に完成した工事で、当該工事に係る市の監督員から文書による改善の指示を受けた技術者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が表彰することが不適当と認めた技術者

2 第2条第2項の場合において、その構成員である事業者の技術者のうち、前項に該当する技術者に対する表彰は行わないものとする。

(審査委員会)

第4条 表彰の対象について審査をするため、相模原市優良工事表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は都市建設局長とし、委員は別表に定める職にある者をもって充てる。

4 委員会の運営その他必要な事項は別に定める。

(表彰の決定)

第5条 市長は、前条の委員会の審査結果に基づき、表彰する事業者及び技術者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を贈呈して行うものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は毎年度1回行うものとし、期日は別に定める。

(表彰名簿)

第8条 市長は、表彰を行った事業者及び技術者について、表彰名簿(別記様式)を作成し、公表するものとする。ただし、技術者については、本人の意思により非公表とすることができる。

(表彰の取消し)

第9条 市長は、表彰を行った後に、次の各号のいずれかに該当することとなった

場合は、その表彰について取り消すものとする。

- (1) 表彰の根拠となった工事について評価点の修正があり、評価点が80点未満となった場合
- (2) 表彰の根拠となった工事を原因として、指名停止要綱に基づく指名停止の措置を講じた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、表彰の根拠となった工事について、工事目的物に事業者の故意又は重過失により生じた契約不適合があり、市長が表彰を取り消すことが適当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により取り消した表彰については表彰名簿から削除するとともに、表彰を受けた事業者及び技術者に対して表彰状の返納を求めるものとする。

(事務局)

第10条 表彰に係る事務は、都市建設局技術監理課で行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市優良工事表彰要綱の規定は、令和3年度に行う表彰(技術者の表彰にあつては、令和4年度に行うもの)から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月21日から施行する。

別表（第4条関係）

相模原市優良工事表彰審査委員会

委員長	都市建設局長
委員	財政担当部長、脱炭素社会・資源循環推進担当部長、土木部長、 学校教育部長、地域経済政策課長

別記様式（第8条関係）

〇〇年度相模原市優良工事表彰事業者名簿

（事業者名 五十音順）

	事業者名	代表者名	工事名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※共同企業体による工事の場合、工事名欄に【共同企業体名】を記載

別記様式（第8条関係）

〇〇年度相模原市優良工事表彰技術者名簿

（技術者名 五十音順）

	技術者名	工事名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

*：共同企業体による工事

（※技術者で氏名の非公表を希望された方がいた場合、その旨及び当該人数のみを欄外に表記）